（様式第５号－１）

県　営　林　産　物　売　買　契　約　書

　　年　　月　　日

売渡人　　　住所

　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

買受人　　　住所

　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　売渡人と買受人は、おのおの対等の立場における合意に基づいて県営林産物売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物件）

第1条　売買物件は次のとおりとする。ただし、規格及び数量計算並びに品質区分の判定については売渡人の定めるところによるものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件所在地 | | | | 面積  (ha) | 種類  主間  伐別 | 材種  立木  規格 | 樹種 | 数　　　量 | | 用途 | 備考 |
| 県営林 | 市町村 | 字小字 | 林班  小班 | 本数 | 立木材積  （m3） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注）数量について、標準地調査によるものは、本数は省略できる。

（売買代金）

第2条　売買代金は、金　　　　　　　　円とする。

　　うち取引に係る消費税額　　　　　　円

　(注)「取引に係る消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82

及び第72条の83の規定により算出したもので、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条(A)　契約保証金は、金　　　　　円とし、財務規則第143条第　　号の規定により、その納入は免除する。ただし、買受人がこの契約を履行しなかったときは、この契約保証金に相当する額を違約金として売渡人に納入しなければならない。

　　〔注〕(A)は、契約保証を免除する場合に使用する。

（契約保証金）

第3条(B)　買受人は、契約保証金　　　　　円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

２　前項の保証金は、売買代金（遅延利息を含む）が完納した際速やかに買受人に返還するものとする。ただし、買受人がこの契約を履行しなかったときは、この契約保証金は売渡人に帰属するものとする。

〔注〕(B)は、契約保証を求める場合に使用する。

（代金の納入）

第4条　買受人は売買代金を売渡人の発行する納入通知書により、納入期限までに売渡人に納入するものとする。

２　売渡人は、買受人が前項の期日までに代金の納入をしなかったときは、遅延日数につき年2.5パーセントの割合で延滞金を徴収することができるものとする。

（搬出実行計画の承認）

第5条　買受人は、着手前に搬出実行計画書を売渡人に提出し、その承認を受けるものとする。

（買受人の義務）

第6条　買受人は、この契約に基づき行われる作業において、作業員等に対する管理者としての義務の一切の責を負うものとする。

２　買受人が、買受物件の伐採、加工、搬出等の作業を、他人に請負わせた場合においても前項に準じて、その責を負うものとする。

（監督）

第7条　買受人は、売渡人の派遣する担当職員の指示に従わなくてはならない。

（契約不適合責任）

第8条　買受人は、契約締結後において、第1条の売買物件に相違があった場合、及び物件に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない損傷があった場合でも履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

（売買物件の譲渡）

第9条　買受人は、買受物件の引渡しを受けた場所において当該物件を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ当該物件について、買受人が売渡人に対して有する権利義務は、譲受人が継承する旨を書面をもって譲受人と連署して売渡人に届け出るものとする。

２　前項の場合買受人は、譲受人と連帯してその責を負うものとする。

（物件の引渡し）

第10条　売渡人は、代金完納の日又は代金延納の担保の提供があった日から10日以内に日を指定して買受人の立会いのうえ物件を引渡すものとする。

２　前項の物件の引渡場所は当該物件の所在地とし、その物件が立木であるときは、明示した区域内に所在する立木とする。

３　第1項の指定日に買受人が立会わないときは、引渡通知をもってその指定日に引渡したものとする。

４　買受人は、物件の引渡しを受けたときは、直ちに別に定める様式により受領書を提出するものとする。

（搬出期限）

第11条　物件の搬出期限は、　　年　　月　　日までとし、県営林地外に搬出するものとする。

（搬出期限の延期）

第12条　買受人は、搬出期限の延期を必要とする場合は、期間満了の10日前までに、文書をもって売渡人に願い出て、承認を受けるものとする。

２　前項の延期日数は、売渡人が特別の事情があると認める場合を除き、180日を超えないものとする。

３　前2項により売渡人の承認を受けたときは、買受人が延期した日数に応じ、買受代金の年3パーセントの割合に相当する金額を延期料として売渡人に納入するものとする。

４　前項の規定は、買受人が天災その他不可抗力等買受人の責に帰さない理由により、搬出期限の延長を必要とし、その期間につき事前に売渡人の承認を得たときは、適用しないものとする。

（搬出未済物件の帰属）

第13条　買受人が、搬出期限までに買受物件を搬出しない場合は、その搬出未済物件は売渡人に帰属するものとする。

（搬出届）

第14条　買受人は、買受物件の搬出を終わったときは、遅滞なく別に定める様式による搬出済届を、売渡人に提出するものとする。

（検査の立会い）

第15条　売渡人は、伐採跡地その他について買受人の立会いのうえ必要な検査を行うものとする。ただし、売渡人は買受人の立会いが必要ないと認めたときは、この限りでないものとする。

２　買受人は前項の規定により、売渡人から立会いを求められたときは、売渡人の指定する日時及び場所に立会うものとする。この場所において、正当の理由がなく立ち会わなかったときは、売渡人の検査の結果に異議を申し立てることはできないものとする。

（物件搬出後の処理）

第16条　売渡人は、物件搬出後の放置物件が、跡地の更新、又は県営林の保護上著しく支障をきたし、取片付けを要すると認めるときは、当該物件の取片付けを、買受人に請求することができるものとする。

２　前項により売渡人の請求があった場合において、買受人がそれに従わないときは、売渡人は当該物件の取片付けに要する費用を買受人に請求することができるものとする。

（作業の中止）

第17条　売渡人は、買受人の行為がこの契約に違反していると認めたときは、直ちに売却物件の伐採、加工、搬出その他作業の中止を命ずることができる。この場合、買受人はこれを拒むことはできないものとする。

２　前項の場合、買受人は損害を受けてもその賠償を請求することはできないものとする。

（物件などの標示）

第18条　買受人は、物件を買受けた区域の見易い箇所に次の各号に掲げる事項を記した標識をその事業の期間中標示するものとする。

(1)　買受人住所氏名

(2)　処分箇所名

　(3)　面積

(4)　物件の種類及び数量

(5)　搬出期限

（県営林の使用）

第19条　買受人は、買受物件処理のため、当該契約にかかわる入札条件書に明示した県営林地並びに施設以外の箇所等を使用するときは、あらかじめ売渡人の使用許可を受けて使用するものとする。

（届出の義務）

第20条　買受人は、次の場合においては直ちに売渡人に届け出てその指示に従わなければならない。

(1)　物件の売買区域を標示してある標識木及び立木の根極印等を滅失又は損傷したとき。

(2)　売渡人の所有にかかわる地物、施設等を損傷したとき。

(損害賠償の義務)

第21条　買受人は、買受物件の処理を完了するまでに善良な管理者としての注意義務を怠り、売渡人の所有にかかわる地物、施設等を損傷したときは、売渡人の調査結果に基づいて査定した金額を賠償しなければならない。

２　売渡人はその損傷の状況が軽易であり、原型復旧が可能と認めたときは、買受人に対しその修復を命ずることができる。この場合買受人は直ちにこの修復をしなければならない。

３　買受人は、前項の修復により第1項による賠償を要しないものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第22条　買受人は、善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を及ぼしたときは、その責任においてこれを賠償しなければならない。

（天災その他不可抗力による損害）

第23条　契約期間中に暴風、豪雨、地すべり、崩壊、その他自然的事象で売渡人及び買受人の双方の責に帰すことのできない事由により生じた損害は、売渡人及び買受人の双方共にその責を負わないものとする。ただし売渡人は、その所有にかかわる林道施設等が被災して買受人の使用が不可能になったときは、速やかに復旧に努力するものとする。

（契約の解除）

第24条　売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、売買契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その解除の効果は、搬出済物件に対して及ばないものとする。

(1)　期限までに売買代金を納入しないとき。

(2)　売買物件に用途指定がある場合その使用用途を変えたとき。

(3)　この契約で定める義務に違反したとき。

(4)　買受人が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する旨の通報を警察から売渡人が受けたとき

２　前項により契約を解除したときは、買受人は違約金として売買代金の10／100に相当する金額を売渡人に納入するものとする。

３　前項に定めるもののほか、第1項第2号に該当する場合にあっては指定用途以外に使用又は処分した物件にかかわる売買代金の50／100に相当する額を違約金として、あわせて徴収することができるものとする。

４　第1項の規定による解除の際、代金納入済の搬出未済物件であって当該契約の解除された部分にかかわるものは、売渡人に帰属し、売渡人はこれに相当する代金を返還する。ただし、返還金には利息を付さないものとする。

５　売渡人は前項により売買代金を返還する場合において、第2項及び第3項に定める違約金があるときは、その返還金をそれらの全部又は一部と相殺するものとし、相殺によりその全部を償うことができないときは、その不足額につき買受人から徴収できるものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第24条の２　売渡人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、買受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

２　前条第2項から第5項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

（契約の変更等）

第25条　売渡人又は買受人は、その責に帰さないやむを得ない理由により契約の履行ができないときは、履行不能の部分につき相手方に対し契約の変更又は解除の申し出をすることができるものとする。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第26条　受注者は、この契約に係る工事の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（協議）

第27条　この契約に定めるもののほか、この契約の実施に関し疑義のあるときは、売渡人及び買受人が協議して定めるものとする。

（A）この契約の成立を証するためこの契約書2通を作成し、売渡人及び買受人がそれぞれ記名捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

（B）この契約の成立を証するためこの契約書内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

【注】（A）は紙の契約書を作成する場合、（B）は電子契約を行う場合に使用する。

（売買代金の延納に関する条項）

（総則）

第1条　売買契約を締結した場合は、この特別条項の定めるところにより、売買代金の延納を行うことができるものとする。

（延納内容）

第2条　1件の契約額が100万円（素材又は副産物にあっては30万円）以上の場合おいて、代金納入について取引の慣行、その他代金納付前に物件の引渡しを行うことを必要とするやむを得ない事情があると認められるときは、代金の9割以内の額について６ヶ月（素材にあっては２ヶ月）以内の延納ができるものとする。

（延納利息）

第3条　前項の特約に対する延納利息は、延納代金に対し、長野県財務規則に定める延納利息の率をもって計算した額とし、担保提供期限の翌日から起算するものとする。

（担保）

第4条　代金延納の特約のとき、買受人は延納分の額に延納利息の額及び取立手数料の額を加えた額以上の価値を有する担保を、売渡人に提出しなければならない。担保物権については、手形交換所に加入する銀行で売渡人が確実と認める銀行又は労働金庫、信用金庫、農林中央金庫、信用組合、若しくは商工組合中央金庫が支払保証した約束手形でなければならない。

（延納の申請）

第5条　買受人が、代金延納の特約を申請するときは、売渡人が指定する日までに別に定める様式により売払代金延納申請書、担保物権及び担保物権処分承諾書を添えて、売渡人に提出しなければならない。

（延納代金の納付）

第6条　買受人は、延納代金及び延納利息を延納期間満了の日までに売渡人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

２　買受人は、延納代金等を納入期間満了の日までに納入しないときは、未納の延納代金に対し延納期間満了の日の翌日から納付の日までの日数につき財務規則第209条第1項第１号で定める割合で計算した金額を延滞金として売渡人に納付しなければならない。

（納付代金の期限前納付）

第7条　売渡人は、買受人が延納代金等を延納期間満了の日前に納付しても、納付した延納利息は買受人に返還しないものとする。

（延納担保の返還）

第8条　売渡人は、買受人が納付代金等の納付の義務を履行したときに、延納担保を買受人に返還する。